

## 第 1 5 7 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 2 月 1 9 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 2 月 1 9 日 (月) 午後 1 時 5 5 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 2 月 1 9 日 (月) 午後 2 時 3 8 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 岡山市役所 7 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別  
出席 1 3 名 欠席 4 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	1 1	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	1 2	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	欠席	1 3	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	欠席	1 4	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	1 6	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	1 7	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

- 6 事務局出席者  
事務局：担当局長 佐古 和之  
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久  
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について  
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について  
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について  
 (4) 農地法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく許可申請について  
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)  
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)  
 (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)  
 (8) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について  
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について  
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について  
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について  
 (5) 農地改良届について

#### 第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 7番 國定 豪 11番 小林 弘幸

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第157回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。7番 國定委員, 11番 小林委員にお願いします。

議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正はありません。

議 長 それでは, 議案の審議に入ります。

第1号議案, 農地関係申請等について, を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1 ページ1番, 受人は一宮に居住し, 新規農により一宮の田に10年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番, 受人は富原に居住し, 約22aの農地を耕作する農業者で, 受贈により富原の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番, 受人は菅野に居住し, 新規農により菅野の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番, 受人は白石に居住し, 約1.6haの農地を耕作する農業者で, 増反により白石の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番, 受人は田原に居住し, 約31aの農地を耕作する農業者で, 増反により田原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

丹原委員 中・中央地区協議会で, 1番から5番までの5件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に, 北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

1 ページ 6 番, 受人は津島本町に居住し, 新規農により日近の田畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

7 番, 受人は津寺に居住し, 新規農により津寺の田畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

8 番, 受人は乙多見に居住し, 新規農により大崎の田畑を取得しようとするものです。なお, 受人は渡人から大崎の空き家も購入しており, 令和 6 年 2 月頃に転居する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 ページ 9 番, 受人は足守に居住し, 世帯で約 6 h a の農地を耕作する農業者で, 増反により足守の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 0 番, 受人は粟井に居住し, 世帯で約 5 h a の農地を耕作する農業者で, 受贈により大井及び粟井の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員

北・吉備地区協議会で, 6 番から 1 0 番までの 5 件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全

員

異議なし。

議長

長

次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

2 ページ 1 1 番, 受人は御津新庄に居住し, 約 9 6 a 耕作する農業兼会社員で, 増反により御津新庄の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 2 番, 受人は御津伊田に居住し, 約 2 0 a 耕作する農業者で, 増反により御津伊田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 3 番, 受人は建部町大田に居住し, 新規農により建部町大田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 4 番, 受人は建部町土師方に居住し, 約 4 4 a 耕作する農業者で, 増反により建部町土師方の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は久米郡久米南町に居住し、約31a耕作する農業者で、増反により建部町福渡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、11番から15番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 2ページ16番、受人は藤田に居住し、世帯で約84aの農地を耕作する農業者で、増反及び借入地の取得により藤田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は藤田に事務所を置き、約2.4haの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により藤田の田に賃借権を設定しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ18番、受人は藤田に居住し、世帯で約5.6haの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は内尾に居住し、世帯で約20haの農地を耕作する農業者で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は小串に居住し、世帯で約1.9haの農地を耕作する農業兼会社役員で、増反（持分移転）により宮浦の畑の持分の一部を所有権移転しようとするものです。なお、本件は令和5年9月19日付で持分の9分の6の移転について許可になっておりましたが、このたび残りの9分の3の所有者の相続登記が終わったことによる持分移転の申請です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、16番から20番までの5件について協議したところ、事務

局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 それでは、申請等（1）は、1番から20番までの20件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 それでは、そのように決定します。
- 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
- なお、5ページ中・中央地区1番は、6ページの申請等（3）農地法第5条申請の1番と同時申請のため、後ほど併せて審議することとします。
- それでは、中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 5ページ2番、転用目的は農業用倉庫です。
- 申請人は、申請地の周辺に所有している農地が多いにもかかわらず、農業用倉庫がないため建設しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 3番、本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済案件で、転用目的は農家住宅です。
- 申請人は北区菅野の持家に申請人と妻の2人で生活しており、現住居が老化し、東側の河川が最近の集中豪雨で水位が高くなり不安であり、今後安心して生活するために、現住居を退去し、自己所有農地の隣地に農家住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は転居後に解体し畑として利用します。
- 農地区分は、農地の広がり10ha以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、自己の所有地で他に代替地が無く、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 4番及び5番については、同じ地域、同一申請人のため、まとめて説明します。
- いずれも転用目的を太陽光発電設備とする一時転用の継続申請で、転用期間は許可日から3年間です。ただし、これらの申請につきましては、申請が遅れたため、継続申請が適切な時期に行われた場合の当初の許可予定日になります。
- 申請人は、芳賀に居住する約63aの農地を耕作する農業者で、耕作できない法面部分の農地において継続して太陽光発電設備を設置するものです。
- 農地区分は農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがない例外にあたり許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 丹原委員 中・中央地区協議会で、2番から5番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様

の意見です。

議長 他の方員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 5 ページ 6 番、本件は令和 5 年 9 月 20 日付公告の農振除外済案件で、転用目的は農家住宅です。

申請人は撫川の借家で生活していますが、今後農業に従事していくにあたり、耕作地から近く、利便性の良い申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10ha 以上の 1 種農地と判断されますが、自己所有地で、集落に接続した住宅であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で、6 番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の方員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（2）の 2 番から 6 番までの 5 件については、いずれも許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請及び、4 条申請 1 番についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 5 ページ 4 条申請 1 番と 6 ページ 5 条申請 1 番は同時申請のため、まとめて説明します。

転用目的は、4 条は貸露天駐車場、5 条は露天駐車場とする永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は許可日から 3 年間です。

4 条申請 1 番は、申請地南側の店舗（エブリィ）から、これまで利用していた従業員用の駐車場が、診療所用地として利用されることとなり、駐車場を確保したいとの要望があったため、申請地を貸露天駐車場として一時転用しようとするものです。

5 条申請 1 番は、受人が申請地の隣接地に診療所を建設中ですが、現時点でスタッフ及び患者の駐車場が十分に確保できないため、申請地に賃貸借権を設定し露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、駅から 300m 以内の 3 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6 ページ 2 番、転用目的は農機具販売展示スペースです。

申請人の会社は、中古農機具をインターネットと対面で販売していますが、販売する農機具の置場を確保するため、申請地の所有権を移転し、農機具販売

展示スペースとして転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らはそれぞれ岡山県玉野市と北区田益の借家で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は中区兼基の借家に申請人と夫と子ども1人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったこと、将来的に農業に従事する必要があることから、実家に近い申請地に使用貸借権を設定し分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、申請人の祖父の所有地で他に代替地が無く、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は北区牟佐に主たる事務所を置き、建設業を主な事業としています。事業拡張に伴い事務所に隣接している申請地の所有権を移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積については、3,000㎡を超えていますが、利用計画から妥当と判断されます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

丹原委員 中・中央地区協議会で、4条申請1番及び5条申請1番から5番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 6番、転用目的は分家住宅です。

申請人は足守の借家に家族4人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、実家に近い、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えま

す。

7番、転用目的は露天資材置場、露天駐車場です。

申請人は撫川に事務所を置き造成工事業を営む法人です。現在使用している既存の資材置場に住居を建築することになり、新たな駐車場及び資材置場が必要となったため、事務所に近い申請地の所有権を移転し、露天駐車場、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で、6番、7番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

田尾係長 6ページ8番、転用目的は露天資材置場です。

受人は建部町宮地に居住する会社役員兼農業者で、吉備中央町で酪農、畜産を営んでいます。自宅周辺の農地にて飼料作物を作付けしロールにしたものを備蓄していますが、既存の露天資材置場が手狭になり、自宅に近い申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。なお、既存の農業用倉庫は現状のまま使用します。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、8番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 7ページ9番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは大福の借家に、夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は中区下の借家に、夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具



が増え手狭となったことから、申請人の実家に近く、今後農作業の手伝いもしやすい祖母所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ha以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、祖母の土地で他に代替地もないため、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は中畦の父所有の持家に、申請人ら夫婦と子ども1人、両親とで生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近い申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には申請人の両親が住み続けます。

農地区分は、興除地域センターから半径300m内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は芳泉四丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、現住居から近く、生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は農業用倉庫です。

申請人は、西七区に事務所を置く農地所有適格法人ですが、農業用倉庫が不足しているため、既存の倉庫に隣接する農地に使用貸借権を設定し、農業用倉庫として転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は店舗（コンビニエンスストア）です。

申請人は東京都品川区に本社を置き、小売業を営む法人ですが、近隣に店舗（コンビニエンスストア）が無いため、近隣住民及び申請地に接する県道を通行する利用者の日常生活の利便に資するものとして、申請地に賃借権を設定し、店舗（コンビニエンスストア）を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、9番から14番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。  
議 長 それでは、申請等（２）１番の１件、並びに申請等（３）１番から１４番までの１４件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。  
議 長 それでは、そのように決定いたします。  
なお、申請等（３）の５番は転用面積が３，０００㎡を超えていますので、２月２８日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。  
次に申請等（４）農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請について審議します。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田 尾 係 長 ８ページ１番、賃貸借契約の解約の許可申請です。これまで耕作を続けてきた賃借人の相続人から、高齢のため解約したいと申し出がありました。相続人の１人と連絡が取れないため、申請となったものです。  
現在相続人８名の内、居所不明の１名について調査を行っているところです。今後、引き続き調査等を行う必要があるため、地区協議会では保留意見となっております。

議 長 協議会では保留意見ということですが、他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。  
議 長 それでは申請等（４）については、中・中央地区の１件を保留と決定してよろしいですか。

全 員 異議なし。  
議 長 それでは、そのように決定いたします。  
次に岡山市農用地利用集積<sup>しゅうせき</sup>計画の決定について、申請等（５）所有権の移転、（６）利用権の設定、（７）利用権の設定及び転貸<sup>てんたい</sup>を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 今回の利用集積計画について説明します。  
まず、（５）所有権の移転は、９ページ中・中央地区１番から１１ページ南区１番までの８件です。  
これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、９ページ１番、２番、１０ページ３番、１１ページ１番は農地の所有者から財団への所有権移転で、９ページ３番、４番、１０ページ１番、２番は財団から耕作者への所有権移転です。  
次に、（６）利用権の設定は、１２ページ中・中央地区１番、（７）利用権の設定及び転貸は、１３ページ中・中央地区１番から１８ページ南区６番までです。  
以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっております。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。  
全 員 異議なし。  
議 長 それでは、申請等（５）から（７）までの農用地利用集積計画の決定につ

いては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全  
議 員  
長

異議なし。

それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（８）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

逢坂課長補佐

１９ページ１番から２８ページ３５番までの３５件で、３番は遺贈による所有権取得で、残る３４件はすべて相続による所有権取得です。４番及び１５番はあっせん等の希望があるため、内容を確認する予定です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議 長  
全 員  
議 長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

異議なし。

それでは、申請等（８）については、３５件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全  
議 員  
議 長

異議なし。

それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐

報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、２９ページ１番から７番までの７件で、転用目的は進入路１件、露天駐車場４件、貸露天駐車場１件、長屋住宅用地の敷地拡張１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、３０ページ１番から３１ページ１０番までの１０件で、転用目的は、集合住宅等２件、分譲住宅地等４件、露天資材置場１件、新社屋及び倉庫１件、保育園の園庭１件、墓地（是正）１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、３２ページ１番から３４ページ１３番までの１３件で、解約理由は耕作目的１２件、転用目的１件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、３５ページ１番から８番までの８件で、内容は、農機具の保管場、作業場等２件、農業用通路兼駐車場２件、農業用通路（是正）１件、農業用倉庫、通路１件、農業用倉庫（是正）１件、農業用駐車場１件です。

報告（５）農地改良届については、３６ページ１番から５番までの５件で、内容は普通野菜畑２件、普通野菜畑・果樹園１件、果樹園１件、切土 田、盛土 田１件です。

議 長  
全 員  
議 長

これらの報告について、ご質問等がありますか。

ありません。

それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局  
議 長

第２号議案を説明

以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事 務 局

次回総会予定（３月１８日（月）岡山市勤労者福祉センター４階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。  
いました。

閉会 午後2時38分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員